

秩父市森林整備計画書

令和5年3月31日



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん

計画期間

自 令和5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

埼玉県秩父市

目 次

I	秩父市の紹介.....	- 1 -
1	市の概況.....	- 1 -
II	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	- 2 -
1	森林整備の現状と課題.....	- 2 -
2	秩父市の主な取組.....	- 3 -
3	森林整備の基本方針.....	- 6 -
4	森林施業の合理化に関する基本方針.....	- 8 -
III	森林の整備に関する事項.....	- 9 -
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）.....	- 9 -
1	樹種別の立木の標準伐期齢.....	- 9 -
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	- 9 -
3	その他必要な事項.....	- 10 -
第2	造林に関する事項.....	- 10 -
1	人工造林に関する事項.....	- 10 -
2	天然更新に関する事項.....	- 11 -
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	- 13 -
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準.....	- 13 -
5	その他必要な事項.....	- 13 -
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	- 14 -
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	- 14 -
2	保育の種類別の標準的な方法.....	- 15 -
3	その他必要な事項.....	- 15 -
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	- 15 -
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法.....	- 15 -
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	- 18 -
3	その他必要な事項.....	- 18 -
第5	委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項.....	- 18 -
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針.....	- 18 -
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	- 19 -
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	- 19 -
4	森林経営管理制度の活用に関する事項.....	- 19 -
5	その他必要な事項.....	- 19 -
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項.....	- 19 -
1	森林施業の共同化の促進に関する方針.....	- 19 -
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	- 20 -
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	- 20 -

4	その他必要な事項.....	- 20 -
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	- 20 -
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	- 20 -
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	- 21 -
3	作業路網の整備に関する事項.....	- 21 -
4	その他必要な事項.....	- 25 -
第8	その他必要な事項.....	- 26 -
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	- 26 -
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	- 26 -
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	- 27 -
IV	森林の保護に関する事項.....	- 27 -
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	- 27 -
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	- 27 -
2	その他必要な事項.....	- 28 -
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	- 28 -
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	- 28 -
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）.....	- 28 -
3	林野火災の予防の方法.....	- 29 -
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	- 29 -
5	その他必要な事項.....	- 29 -
V	森林の保健機能の増進に関する事項.....	- 29 -
1	保健機能森林の区域.....	- 29 -
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項.....	- 29 -
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	- 30 -
4	その他必要な事項.....	- 30 -
VI	その他森林の整備のために必要な事項.....	- 31 -
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	- 31 -
2	生活環境の整備に関する事項.....	- 32 -
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	- 32 -
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	- 32 -
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	- 32 -
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	- 32 -
7	その他必要な事項.....	- 32 -

付属資料

別表1 公益的機能別施業森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林の施業の方法別の区域

付属参考基礎資料

秩父市森林整備計画概要図（公益的機能別）

秩父市森林整備計画概要図（森林資源現況・鳥獣害防止森林区域）

<参考> 栃本市有林200年生の森づくり基本方針

秩父市の紹介

1 市の概況

秩父市は、埼玉県北西部にあり、面積は57,783haで、埼玉県全体の約15%を占めている。都心まで約60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成している。

市域の87%は森林で、その面積は埼玉県の森林の約40%を占めている。ほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域である。また、市の中央を流れる荒川は、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成している。この川によって市の中心部は東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中している。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっている。

気候は、太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖であるが、盆地であるため寒暖の差が大きく、山地では夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地帯では冬季にはかなりの積雪となる。

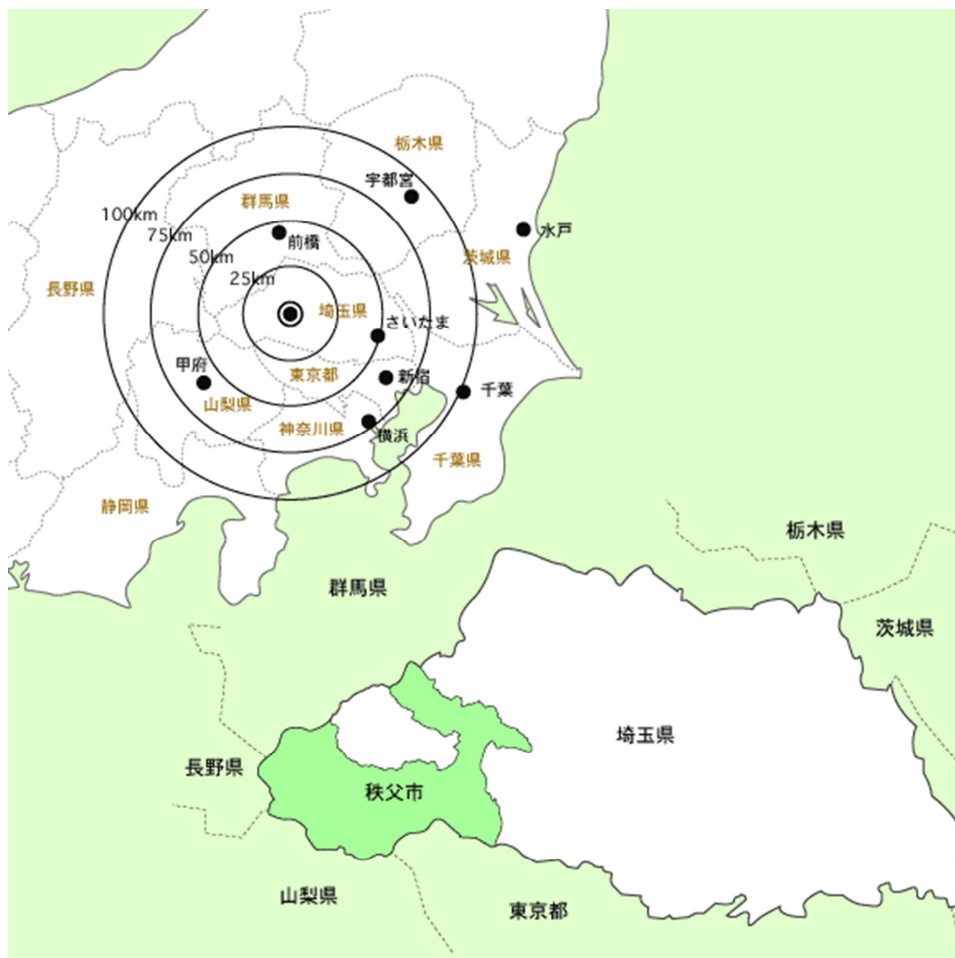


図1-1 秩父市位置図（出典：秩父市ホームページ）

II 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成17年4月1日に、旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併して誕生した新市である。総面積は、57,783haで森林に恵まれており、森林面積は50,278haで、総面積の87%を占めている。埼玉地域森林計画対象森林面積は38,385haであり、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は、16,735haで人工林率は44%であり、県全体の民有林における人工林率54%にくらべ、低い割合となっている。

表1 秩父市の森林面積内訳

	面積	割合
秩父市面積	57,783ha	—
うち森林面積	50,278ha	87%
うち民有林面積	38,385ha	76%
うち天然林面積	21,208ha	55%
同人工林面積	16,735ha	44%
うちスギ面積	9,722ha	58%
同ヒノキ面積	5,152ha	31%

秩父市における人工林の林齢構成は図1のとおり、50年生前後の伐期を迎えた森林が多くを占めている。間伐を実施すべき標準的な回数等は、3～7齢級のうちに2、3回、70年生を超えたものを伐期とする長伐期型施業の場合には、標準伐期齢以降は収量比数等を勘案しながら適期に間伐を繰り返すものとされている。秩父市の3～7齢級の人工林面積は1,400haしかない一方、8～12齢級の人工林面積は7,258haとなっており、このまま推移すると、人工林の高齢化がさらに加速化することが懸念される。今後、伐採等を適正に実施し森を若返らせていくことが必要である。

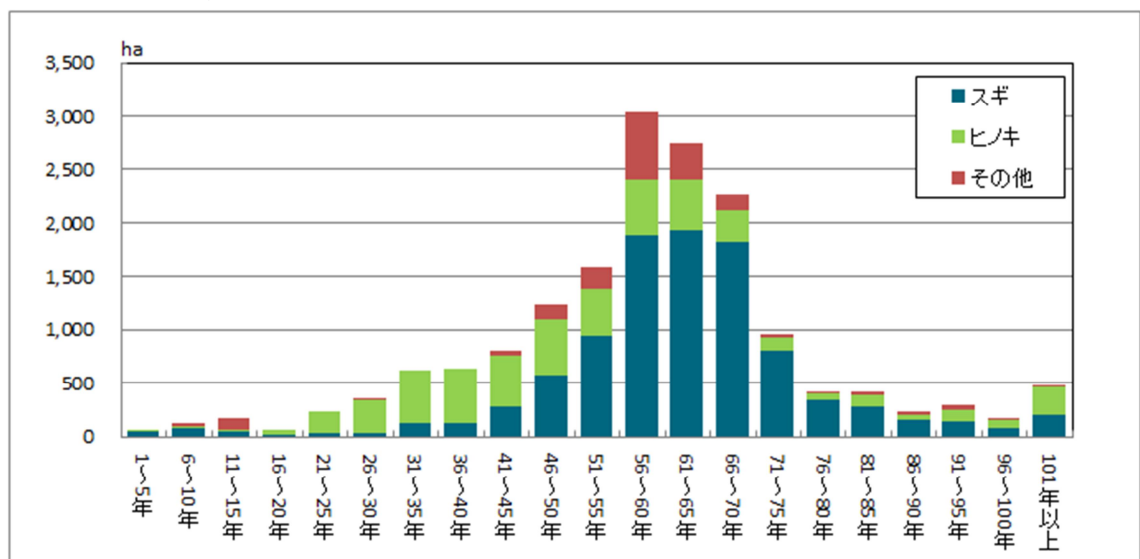


図1 秩父市の森林（人工林）の林齢別面積 (R4.4.1 森林簿より)

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなっている。

大滝、荒川、浦山、影森、上吉田、高篠地区は本市の水源地としても重要な地区であり、保水能力の高い良好な森林の造成を推進し、水源かん養機能を高度に発揮させることが重要である。また、この地区はスギ、ヒノキの生育に適し成長も良く経済価値の高い優良材の生産を推進させる必要がある。

尾田蒔、大田、原谷、下吉田地区は、広葉樹林が多く生育に適した地区であり需要の見込まれるシイタケ原木材等を造成することが望まれる。

また、美しい自然、豊富な森林資源、そして観光地としての知名度をもとに、観光分野と連携しての森林浴や登山など森林と親しむ場の提供、森林・林業体験を通じた教育の推進、さらには雇用機会の提供、定住の促進など、地域の発展につながる幅広い森林の活用方法が望まれている。

2 秩父市の主な取組

広葉樹植栽整備事業（平成 17 年度～22 年度）

スギ・ヒノキの針葉樹林から針広混交林への移行を行うことで、多様な生態系の形成、森林景観の向上を図り、森林の大切さを広く市民へ伝えること等を目的として、カエデ等の広葉樹植栽整備事業（「紅葉に彩る植樹のつどい」）を実施した。

市営林の人工林を強度に伐採（5～8割）し、地拵え、作業歩道開設、残存木の強度枝打ち等を実施した後、植付け、シカ防除のための幼齢樹保護ネット等の付設を市民参加によるイベント形式で行い、6年間で5.68haの面積を伐採し、4,940本のカエデ等の広葉樹を植栽した。

秩父市森づくり協定（平成 22 年度～）

前述の「広葉樹植栽整備事業」を発展させ、平成 22 年度からは、NPO 法人等の団体と市が協定を締結することで、針広混交林へと移行する森林や伐採跡地等、市営林の一部を協定締結者に貸与し、広葉樹の植栽や下刈等の森林整備を通じての市民参加の森づくりに取り組んでいる。なお、当事業は埼玉県の「企業・団体の森林づくり」事業とも連携しながら実施している。

木材利用の促進

平成 22 年 5 月、公共施設を中心とした木材利用を促し、停滞している林業を再生することを目的とし、市と地元の林業、木材業界関係者による「秩父産木材利用検討委員会」が創設された。

平成 23 年 5 月には「秩父市公共建築物における木材利用の促進に関する方針」が策定され、学校・教育施設、秩父消防本部の 4 分署、秩父斎場、秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館をはじめ、あらゆる公共施設の新築工事や木質化工事の際には地域産木材が積極的に使用されている。

また、平成 24 年度～26 年度には、「秩父産木材使用住宅等補助事業」を実施し、秩父産木材の利用促進を図った。平成 27 年度以降については、後述の秩父地域森林林業活性化協議会の支援事業メニュー「公共施設や民間住宅等での木材利用の推進」を新設し、秩父産木材を積極的に使用する木材事業者・工務店等への支援を行っている。

「山を蘇らせる仕組みづくりの構築」の実現を目指した取組（平成 24～28 年度）

平成 24 年度秩父市経営方針の最重点事項の一つ、「環境立市ちちぶの推進」の取組として、「山を蘇らせる仕組みづくりの構築」の実現を目指し、秩父市を下記の 3 つのエリアに分けて、8 つのテーマを設定し、それぞれの地域の実情に合わせた取組を推進した。

エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山の森エリア（中津川、入川、栃本、浦山） ・人里の森エリア（寺尾、山田、蒔田、下吉田） ・中間エリア（吉田石間・阿熊、荒川日野）
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ 1 未来へつなぐ森林資源 ・テーマ 2 顔の見える家作り（思い出づくりの森の選定） ・テーマ 3 知的好奇心を満たす体験型森林・林業の推進 ・テーマ 4 施業の集約化でコスト削減 ・テーマ 5 里山を活用した収入間伐の普及 ・テーマ 6 カエデ等有用広葉樹の育成と利活用 ・テーマ 7 獣害対策（シカ柵の設置等） ・テーマ 8 企業や団体による森づくりの支援

現在では、この考え方を踏襲しつつ、地域で積極的に展開している民間事業者との連携・協力体制を組み、地域ぐるみでの林業振興に参画している。

秩父地域森林林業活性化協議会（平成 24 年度～）

秩父地域 1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）が策定した「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」に基づき、秩父圏域の森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指すことを目的として、平成 24 年 5 月 23 日に「秩父地域森林林業活性化協議会」が設立された。構成組織は、国・県の地方機関、市・町、森林・林業関係者など 11 団体である。

協議会では、これまでに、「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」の策定（平成 24 年度）、森林保全・活用を目的とする将来性・持続性のある新たなビジネスプランなどに対して支援を行う「秩父地域森林活用等創出支援事業」（平成 24 年度～）、「ちちぶ木の駅プロジェクト」事業（平成 26 年度～）、ホームページ「森の活人」公開事業（平成 26 年度～）、森林資源量調査事業（平成 25～26 年度）等を実施し、官民協同により広域的に各事業を展開している。

また、森林環境譲与税、森林経営管理制度の創設に伴い、協議会に集約化分科会を設置し、森林環境譲与税を原資とした特別会計により森林経営管理制度を秩父地

域が連携して推進する取組を展開しているほか、自伐型林業を推進するため、小規模林業者支援事業補助金（令和3年度～）や自伐型林業推進事業（令和4年度～）を展開している。

木育推進事業（平成27年度～）

平成27年度に市が「ウッドスタート宣言」を行ったことを契機に、木を生活の中心に置くライフスタイルを推進し、市民が自然に「ちちぶの木サポーター」になる事業を実施している。「生涯木育」の普及を目指して、秩父産木材で作られたおもちゃを新生児にプレゼントする誕生祝い品事業や、民間カード会社が展開する失効ポイントを市の森林林業施策の財源の一部として寄附する「ちちぶの木づかいカード」事業、地域内外でのPR活動等、様々な取組を展開している。

森林認証取得・運用事業（平成28年度～）

平成28年12月に埼玉県で初めて秩父市有林約3,000haが森林認証（S G E C - F M）を取得した。認証森林から出荷した材は、必要な流通経路を経て認証材として販売することが可能になり、今後も国際的に認められた付加価値の高い木材として市場へ供給していく。

「栃本市有林200年生の森づくり」の推進（平成28年度～）

日本の神社仏閣等の木造建造物等を後世に守り伝えていくためには、定期的な修復が必要であり、その際には200年生以上の大径木が欠かせないが、修復用材となる大径木等の供給は将来的に危ぶまれている状況であり、これは文化財を多く有する秩父市でも同様である。

秩父市大滝の栃本市有林には、100年生をはじめとするスギ・ヒノキ林が約60haまとまっている。この栃本市有林を秩父市のシンボルとして、秩父地域、さらには日本の木の文化を支える森林として育成する取組を実施している。

平成30年3月に基本方針（付属資料を参照）を定め、今後は森林管理や木材搬出のための作業道を整備し、概ね15年間隔で間伐を実施していく。間伐により、優良大径木を定期的に出荷する経済林として活用するほか、檜皮茸や柿茸きの原料地として、また森林体験等、市民に開かれた森林空間として多岐にわたり活用していく。

自伐型林業の推進（平成30年度～）

多様な林業の担い手を育成するため、地域おこし協力隊制度を活用し、自伐型林業者の育成に取り組んでいるとともに、秩父地域森林林業活性化協議会においても補助事業による支援（令和3年度～）や研修による人材育成（令和4年度～）に取り組んでいる。

森林経営管理制度の推進（令和元年度～）

森林経営管理法が平成31年4月に施行されたことに伴い、手入れの遅れた森林の

整備を推進するため、秩父地域森林林業活性化協議会と連携しながら、森林経営管理制度に取り組んでいる。

森林環境譲与税の活用（令和元年度～）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行されたことに伴い、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度等による森林整備の推進や担い手育成、防災対策、木育推進等に活用し、森林・林業・木材産業の振興に取り組んでいる。

3 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④保健文化機能

1) 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

2) 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。

3) 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している森林。

⑤木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の増進を図るものとし、以下のとおり森林の有する機能ごとに、森林整備及び保全の基本方針を定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い市を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

保 健 文 化 機 能	保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	文化機能	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能		木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合では、標準伐期齢を迎えた森林の増加により、間伐（切捨間伐、搬出間伐）、主伐と再造林、獣害防除施設の設置などが中心となっている。地域に即した林業機械の導入、森林作業道の整備による施業の効率化・省力化を促進する。

また、適切な体制整備を推進していくために、森林組合、林業普及指導員、森林所有者、森林管理事務所、農林振興センター等の相互の連携を密にし、講習会等を通じて技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国・県の補助事業、森林経営管理法及び森林環境譲与税等による市単独事業の積極的活用を図り森林整備の促進を図るものとする。

4 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市、森林組合等林業事業者、埼玉県農林公社、素材生産者、木材加工・流通事業者等の林業関係者が密接な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、秩父産木材の流通・加工体制の整備等について、長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

III 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、以下のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

樹 種								
スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
35年	40年	35年	35年	35年	50年	10年	15年	55年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

主伐の方法

・皆伐

皆伐については、主伐のうち、択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図ることとする。

・択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、伐採・搬出に当たっては、林地の保全等を図るため、埼玉地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

【留意する点】

主伐に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、伐採を行うこととする。特に、ニホンジカによる食害により裸地化が予想される森林で皆伐するときは、たとえ天然更新による更新であっても獣害対策を実施することとする。

さらに、生物多様性の保全に配慮するとともに、林地の保全、風害等の各種被害の防止のための必要がある場合には、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯等を設置することとする。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、以下に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選定するものとする。なお、スギやヒノキの造林に当たっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ等の品種とする。

また、樹種の選定に当たっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市と相談して指導を受けること。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、サワラ、カラマツ、アカマツ	クヌギ、ケヤキ、カエデ類等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立て方法	ha当たり植栽本数 (本)
スギ・ヒノキ・広葉樹等	疎	概ね 1, 500
	中	概ね 2, 500
	密	概ね 3, 200

イ その他人工造林の方法

人工造林は、以下に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。 ただし、現地の状況により省略することができる。
植栽の時期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。 なお、秋植えをする場合は寒害常習地を避けるとともに、苗木の取扱いに十分注意する。
植付けの方法	列植え（方形植え）または正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。 また、植付けに当たっては、苗木の根を良く広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地

形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ミズナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）	10,000本/ha

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹種	天然更新すべき立木本数
広葉樹類（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、ブナ類等） 針葉樹類（マツ類、モミ類）	3,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
除伐	目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の目安として、後継樹の密度が ha 当たり 3,000 本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が 30cm 以上の稚樹、幼樹、若齢木、

ぼう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とし、更新すべき期間を定めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当するかどうかを市へ確認し、必要な指導を受けることとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大立木本数は10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

埼玉地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づいて実施する。

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び森林資源の質的向上を図ることを目的とする。また、林況に応じた適正間伐を重点的に実施するとともに森林機能の循環と生産性を考慮した利用間伐等を促進し、間伐を実施すべき標準的な林齢、回数、施業方法等を次の表のとおりとする。

標準的な方法による間伐では、十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、これに応じた間伐方法によるものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

なお、長伐期施業については、標準伐期齢までは標準的な方法によるものとし、それ以降は、立木の収量比数等を勘案しながら、適期に間伐を繰り返すものとする。

植栽密度 (本 / ha)	樹種	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢			
			1回目	2回目	3回目	4回目
1,500 (疎仕立て)	スギ	標準伐期	—			
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	40	55		
2,500 (中仕立て)	スギ	標準伐期	25			
		長伐期	25	35	45	
	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3,200 (密仕立て)	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

【間伐率】

本数比で概ね20%～35%（針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%）とする。ただし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び森林資源の質的向上を図ると認められる場合においては、10%を下限範囲とする。

【選木方法】

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○																
	つる切	6月上旬～9月下旬										←	△	→								
	除伐	通年										←		△	→			△	→			
	枝打	9月中旬～3月下旬										←		○	→			△	→			
ヒノキ	下刈	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○	△															
	つる切	6月上旬～9月下旬										←		△	→							
	除伐	通年										←		△	→					△	→	
	枝打	9月中旬～3月下旬										←		○	→					○	→	

注：1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、必要に応じて実施する。
 3 ←→印は、実行時期の範囲を示す。

【別記】

下刈：造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈で実施できるものとする。下刈終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

つる切：つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように適切に行う。

除伐：目的樹種と周辺樹種の競合時期に実施することとする。実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

枝打：枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の良い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 森林施業の方法

良質な水の安定供給を確保するため、適切な保育・間伐等を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、自然条件に応じて複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化を積極的に推進するものとする。また、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小及び分散を図ることとする。なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹(用材以外)	その他の広葉樹(用材)
別表2 附表1	45年	50年	45年	45年	45年	60年	20年	25年	65年

※標準伐期齢に10年を加えたものを伐期齢の下限とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①、②に掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が低い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然景観や植物群落を有する森林、紅葉等優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

イ 森林施業の方法

【アの①に掲げる森林に行う施業方法】

地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進するものとする。

【アの②に掲げる森林に行う施業方法】

憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を実施する。特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹等を育成する森林施業を行うこととする。

【アの①、②に掲げる森林に共通して行う施業方法】

特に機能の高度発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うこととし、長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

さらに、中でも優れた林地については、必要な間伐を実施した後も皆伐を行わずに長期にかけて択伐のみを実施することで良質な永代木を残していく超長伐期施業を推進することとする。

アの①、②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業をすべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹 (用材以外)	その他の 広葉樹 (用材)
別表2 附表1 及び 公社林	70年	80年	70年	70年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定めるものとする。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業または経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営の受託等の実施に当たっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- ① 兼業農林家の作業閑暇時における森林施業の共同化を推進する。
- ② 森林経営計画による施業の共同化、施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業を促進する。
- ③ 森林組合等に対する委託施業を促進する。
- ④ 啓蒙活動を強化推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林施業の共同化を図るため市、森林組合、地域における指導者の育成等、推進体制の整備強化を図り、集落単位での啓蒙・普及活動と、市不在住の森林所有者への協力の呼びかけを積極的に行う。
- ② 施業の共同化の安定的な実施を確保するため森林施業実施協定の締結を推進する。
- ③ 市不在住の森林所有者、小規模森林所有者等に、森林組合等による施業の受委託を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同施業実施者は、共同施業団地内の作業道、作業小屋等を共同して維持管理し利用できる。
- ② 共同施業実施者は、必要に応じて労務を提供し、また森林組合等に施業の委託ができる。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は標準的な人工造林地における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	15 以上	45<35>以上	60<50>以上
	架線系作業システム	15 以上	5<0>以上	20<15>以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注1)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード、スイングヤード等を活用。

注2)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ、グラップル等を活用。

注3)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体的に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

また、適切な規格・構造の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針等を参考に、開設コストの削減に努めるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

延長 : m 面積 : ha 材積 : m³

開設 拡張 別	種 類	区分	位 置	路 線	延 長	利 用 区 域			前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	
						面 積	材 積				
							針	広			
開設	自動車道 及び 軽車道	林道 (森林 基幹道)	秩父 荒川 大滝	秩父中央	5,000	4,766	624,680	276,468	○	N-08 0-09	
				林道	秩父 橋立	540	477	18,200	12,210		M-09
			秩父 大久保	500	1,185	176,827	55,385		N-09		
			荒川 大指	400	92	17,842	4,890		M-07,L-07		
			大滝 滝の沢	200	180	9,790	10,109		M-05		
			大滝 榎打	2,000	137	21,175	4,827	○	N-06		
			大滝 奥大血川	200	128	1,873	1,195		N-07		
			大滝 樽沢	200	280	15,228	15,724		0-06		
			大滝 鎌倉沢	200	180	0	15,634		K-03		
			大滝 天狗岩	200	93	7,366	4,910		N-07		
			大滝 小品沢	200	132	0	13,803		L-03		
			大滝 巣場	400	78	6,593	4,566		N-07		
			大滝 学沢	200	173	937	16,264		L-02		
			大滝 井戸沢	200	79	0	302		L-04		
			大滝 神庭	200	420	14,116	31,054		N-07		
			大滝 栗尾沢	100	164	7,600	5,700		M-06		
			大滝 大達原	1,900	145	49,292	3,597	○	N-07		
			大滝 大達原支	200	75	2,521	5,694		M-07		
			大滝 猪鼻沢	200	187	9,033	5,339		M-07		
			大滝 四期萩	4,000	209	41,099	9,089		M-06		
			大滝 上強石	2,000	20	4,066	350	○	M-07		
			大滝 栃本支	100	122	24,193	1,179		M-04		
			吉田 白石山	400	1,098	26,953	69,209		N-06		
			吉田 室久保	100	113	8,497	2,758		I-08		
			吉田 女形	100	165	31,282	2,558		H-06		
			吉田 半納城峰	2,000	211	63,791	3,933	○	H-08		
			吉田 栗野山	4,500	69	9,883	4,182	○	J-08		
			吉田 栗野山支	100	2	184	96		I-08		
			吉田 長久保女形	800	150	12,000	7,000		I-06		
			吉田 女形小川	1,000	118	19,487	2,805		H-06		
			吉田 石神沢	2,400	131	40,762	1,995	○	H-08		
		開設	合計				30,540				

開設 拡張 別	種類	区分	位置	路線	延長	利用区域		前半5か年 の 計画箇所	対図 番号	
						面積	材積			
							針			広
拡張 (改良)	自動車道 及び 軽車道		秩父	定峰	900	552	52,663	9,820	○	K-11
			秩父	橋立	200	447	18,200	12,216	○	M-09
			秩父	栃谷	120	71	3,475	1,435		J-11
			秩父	広河原逆川	400	2,715	241,877	104,141	○	P-11
			秩父	大久保	100	1,185	176,827	55,385	○	N-09
			秩父	高篠峠	500	183	35,746	647		K-12
			秩父	定峰支	500	223	35,394	3,673		K-11
			秩父	大神楽	1,916	329	12,370	8,252	○	N-09
			秩父	山搦	1,305	39	9,636	852		N-09
			荒川	御岳山	700	604	100,599	18,097	○	M-07
			荒川	熊倉	1,000	229	35,215	9,300		N-08
			荒川	大塚	400	90	5,562	2,094		M-08
			荒川	柴原	500	168	8,111	2,028		L-08
			荒川	双見沢	300	152	14,582	2,636		M-07
			荒川	大指	700	92	17,842	4,890		L-07
			秩父 荒川 大滝	秩父中央	700	4,766	624,680	276,468	○	0-09
			荒川	鷺巣	500	42	4,091	1,843		M-08
			荒川	三又	500	85	15,024	5,822		N-08
			荒川	日向沢	300	16	2,100	0		M-07
			大滝	雲取	500	4,372	84,939	426,638	○	0-06
			大滝	金山志賀坂	1,800	996	13,995	44,656	○	J-04
			大滝	上野大滝	1,000	1,127	80,426	72,820	○	K-03
			大滝	大輪	300	120	4,317	2,593		N-07
			大滝	大血川	500	629	108,110	43,067	○	0-07
			大滝	大峰	200	152	24,114	2,122		M-05
			大滝	栃本支	300	122	24,193	1,179	○	M-04
			大滝	槌打	300	137	21,175	4,827	○	N-06
			大滝	麻生	100	4	674	152		N-06
			大滝	大達原	300	145	49,292	3,597	○	N-07
			大滝	上強石	100	20	4,066	350		M-07
			大滝	三峰	1,000	156	3,356	7,828	○	N-06
			大滝	杉ノ峠	200	29	1,392	348		M-07
			大滝	巣場	100	78	6,593	4,566		N-07
大滝	栗尾沢	200	164	7,600	5,700		M-06			
大滝	御岳山2号	200	394	55,231	27,887	○	L-06 M-06			
大滝	天狗岩	100	93	7,366	4,910		N-07			

			大滝	大山沢	100	502	19,301	65,809	○	L-02
			吉田	太田部	50	103	12,840	2,794	○	G-07
			吉田	太田部峠 1号	740	295	37,266	3,694		H-07
			吉田	女形	100	165	31,282	2,558	○	I-07
			吉田	前千鹿谷	100	28	261	521		J-07
			吉田	千鹿谷	60	122	6,505	2,836		J-08
			吉田	漆木白岩	100	176	31,000	4,699	○	I-08
			吉田	上武秩父	200	2,189	234,752	43,786	○	H-09
			吉田	西秩父	200	1,109	95,489	33,334		H-06
			吉田	明ヶ平沢戸	200	266	39,518	9,545	○	I-07
			吉田	太田部峠 2号	500	473	74,661	9,657	○	H-08
			吉田	松場藤芝	100	94	14,342	4,278		I-09
			吉田	稲荷沢	100	35	3,248	951		J-08
			吉田	半納城峰	300	211	63,791	3,933		H-08
拡張 (舗装)			秩父	定峰	220	575	40,098	4,399		K-11
			秩父	大久保	500	1,185	176,827	55,385	○	N-09
			秩父	橋立	2,000	447	18,200	12,216		M-09
			秩父	茶平	150	50	4,360	1,330		N-09
			荒川	御岳山	10,000	582	98,720	15,773	○	M-07
			荒川	大指	1,900	92	17,842	4,890		L-07
			秩父 荒川 大滝	秩父中央	2,000	4,766	624,680	276,468		N-08
			荒川	三又	900	85	15,024	5,882		N-08
			荒川	日向沢	350	16	2,100	0		M-07
			大滝	栃本支	1,800	122	24,193	1,179		M-04
			大滝	雲取	4,100	4,372	84,939	426,638		O-06
			大滝	白石山	300	1,098	26,953	69,209		N-06
			大滝	槌打	2,000	137	21,175	4,827		N-06
			大滝	大達原	1,000	145	49,292	3,597		M-07 N-07
			大滝	上強石	500	20	4,066	350		M-07
			大滝	杉ノ峠	600	29	1,392	348		M-07
			大滝	上野大滝	7,500	1,127	80,426	72,820	○	K-03
			大滝	巢場	400	78	6,593	4,566		M-07
			大滝	槌打支	400	87	5,844	2,504		N-06
			大滝	大山沢	600	502	19,301	65,809	○	L-02
			大滝	御岳山2号	1,300	473	74,661	9,657		M-06
			吉田	石神沢	2,480	131	40,762	1,995		H-08
			吉田	漆木白岩	2,400	176	31,000	4,699	○	I-08

		吉田	明ヶ平沢戸	5,800	266	39,518	9,545	○	I-07
		吉田	白岩	1,500	125	19,961	4,042		I-08
		吉田	女形	1,000	165	31,282	2,558	○	I-07
		吉田	竹の久保	650	32	3,583	2,886	○	J-08
		吉田	大波見入	730	34	6,639	616		I-07
		吉田	栗野山	5,500	69	9,883	4,182	○	J-08
		吉田	栗野山支	100	2	184	96		I-08
		吉田	半納城峰	1,000	211	63,791	3,933		H-08
拡張	合計			81,271					

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設に当たっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、入口にゲート等を設置するほか、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。また、台帳も作成しておくこととする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

小中学校での森林・林業に関する教育を推奨し、高等学校、大学等、学生が就職を控えた教育機関との連携による林業の担い手育成事業、各種就労支援を実施する。

また、I/Uターンによる林業従事希望者、さらに山村地域への移住希望者等の受け入れ体制を確立し、多方面から林業従事者の養成及び確保を図る。

(2) 林業労働者の支援方策

森林組合をはじめとする林業事業者の安定した雇用体制を維持するため、労働者の社会福祉、就労条件の向上が図られるよう関係団体に積極的な働きかけや支援を行い、林業従事者の労働環境の改善、生活環境の向上を図る。

技術の習得や機械の取扱いについては、県その他関係団体の協力を得ながら、技能の向上、技術の習得及び技術者養成のための研修・講習会等の充実を図る。

(3) 林業後継者の育成方策

当市の森林所有者は、所有規模 10ha 以下の小規模所有者が大半であり、個人による林業経営によって生計を維持している者は少ない。

農業と林業の複合経営を行っている兼業農林家、中でも自伐型林家の育成を図っていく上で、地域の実情を把握し、経営能力の向上、自伐型林家と森林所有者とのマッチング、従事者の技術向上に関する各種支援を行う。

これにより、地域の特性をとらえながら経営が成り立つ林業の新しいモデルを確立し、将来にわたり林業後継者の育成を図っていく。

(4) 林業事業者の体質強化方策

森林組合は、地域林業の中核的な担い手として、森林の適切な整備、素材生産への取組の強化、林業従事者の養成・確保、高性能林業機械等による生産性の向上を図り、多角的な事業展開を行うことが求められている。

森林組合が、森林造成から素材生産、加工販売、森林レクリエーション施設や未利用資源活用などの事業実現に向けて支援していく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

森林整備・経営に必要な林業機械が進입可能な森林作業道の整備を図り、作業能率の向上、重労働からの軽減を図るため、地域の実情、経営方法に合わせた高性能林業機械等の導入を推進する。

(2) 林業機械化の促進方策

森林組合等をはじめとする林業事業者における高性能林業機械の導入を促進す

るほか、自伐型林業に必要な作業機械の導入に対して支援していく。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材

素材の生産は、地元及び近隣地域の素材生産業者により行われ、生産された木材は、秩父広域森林組合木材センターに出荷されるほか、地元において加工され、県内外へ出荷流通している。

製材加工においては加工業者が積極的に高性能な製材機械を導入し、省力化、生産性の向上を図っている。

近年、民間において、地元の林業団体、製材会社と、地域外の木材加工会社、住宅販売業者等との直接連携による新たな流通方法が確立された。これをきっかけに木材の大量消費地である首都圏において秩父材の利用が拡大されるよう一層働きかけていく。

(2) 特用林産物等

特用林産物については、椎茸、なめこ等の需要も多く生産拡大が見込まれ、生産拡大に合わせて地域の特産品としてさらなる市場拡大を奨励していく。

秩父の新たな特産品として近年有名になったカエデ樹液商品に加え、キハダの活用など、新しい特用林産物を創出する取組に関して積極的な支援を図っていく。

さらに、林地残材の有効活用として、スギ・ヒノキ等の間伐材から作られた薪の販売体制を充実させ、薪の利用について地域全体で推奨していく。

IV 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカについては、主に皆伐跡地(新植地含む)における被害が顕著であり、対策を講じない場合は土砂崩壊にまで発展することがある。

埼玉県が策定した「第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)」において、「生息密度がほぼ秩父市全域で高密度化している」と報告されていることから、当該箇所の森林を皆伐する場合は細心の注意と対策が必要である。

ニホンジカの防止対策については、防護柵の設置等、生育木の物理的な保護措置と捕獲(わなや銃器)による個体数削減と生息域縮小の2方面から鳥獣害防止対策を推進することとし、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班数)	面積(ha)
ニホンジカ	別添概要図のとおり	38,385.36
合計	668	38,385.36

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとするが、特にニホンジカの生息密度が高い都県境の森林を皆伐するときは、防護柵の設置等、防止対策の実施を指導することとする。

また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、防除が必要な箇所に対しては必要な防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置(防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)を実施する。また、ツキノワグマによる剥皮被害を防

止するため、主林木の保護措置(樹皮ガードや剥皮防止テープの設置、忌避剤の散布、巡視等)を実施する。対策については、県、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配備及び作業道の充実により防災管理路網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から、また火入地が傾斜地である場合には上方から下方に向かって行い、かつ日の出後に着手して日没までには作業を終えるなど、秩父市火入れに関する条例(平成17年4月1日 条例第213号)に従って実施すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

(2) その他

該当なし。

V 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

【別表1付表】保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる、明るく色調に変化を有する森林を維持し、またはその状態に誘導をすること等を旨として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
造林	原則として拡大造林は行わないものとする。植栽に当たっては土壌等の自然的条件や区域の景観を勘案し、適地適木を第一として樹種を選定する。
保育	育成単層林の幼齢林（スギ・ヒノキ）については下刈を7～8年生まで年1回行い、下刈完了後つる切り、除伐をそれぞれ2回行う。間伐は4～7齢級を対象として1回当たり本数伐採率15～30%で2～3回行う。また枝打は2～4齢級を対象として樹高4～5mから1回当たり1～2mの高さで4回行う。特に間伐・枝打については森林空間の利用を勘案して積極的に行う。
伐採	原則として長伐期施業とする。ただし、県立公園第一種特別地域にあっては択伐による複層林施業とする。
その他	森林景観に配慮し、天然林では修景を考慮に入れた施業の導入も進める。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、次表に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

施 設 の 整 備
整備することが望ましい施設 <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション施設（遊歩道・林間広場等） ・その他の施設（案内板等）
留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	18	
ヒノキ	18	
その他	14	

※期待平均樹高は標準伐期齢時のもの。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

VI その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めることとする。

- ア IIIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IVの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
上吉田	上吉田 1～67	3,528.66
下吉田	吉田 1～45	1,614.83
久那・尾田蒔	久那 16～24、尾田薪 25～43	1,081.45
高篠	高篠 1～35	1,534.37
大田	太田 1～21	478.91
橋立	影森 1～19	762.59
浦山・広河原	浦山 1～53	2,305.35
大久保・細久保	浦山 54～84	1,618.09
荒川①	荒川 1～44	2,054.59
荒川②	荒川 45～72	1,055.43
巢場・大血川	大血川 1～11	622.18
槌打・大血川向	大血川 12～31、落合・滝ノ沢 1～5	1,752.86
強石・大輪	大血川 32～42	371.79
三峰	栃本・大洞 1～19	1,172.99
大洞	栃本・大洞 20～58	3,409.98
栃本向	栃本・大洞 59～72	936.39
大峰	栃本・大洞 73～86	664.42
滝沢向	落合・滝ノ沢 6～18	592.7
滝沢	落合・滝ノ沢 19～30	499.58
小双里・鶉平	落合・滝ノ沢 31～44	496.83
落合・神岡	落合・滝ノ沢 45～53	438.08
中津川向	中津川 1～9、101～107	2,270.67

中津川	中津川 10～28、108	1,131.83
山吹・赤岩	中津川 29～37、50、109	774.57
中双里・小倉沢	中津川 38～49、51、110～112	1,054.71

なお、大血川 201～205、栃本・大洞 206～231、落合・滝ノ沢 232、同 301～305、中津川 233、同 234 の各林班は区域対象外とする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地元自治会やNPO団体、学校または企業等の地域住民参加によるなどの環境保全活動、森林整備、林業体験の場としての森林を提供し、地域住民参加による森づくりへの参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

姉妹都市や協定締結都市その他の自治体、NPO団体、大学等教育機関または企業等の環境保全活動、森林整備、林業体験の場としての森林を提供し、上下流住民参加による森づくりへの参加を推進する。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画意向調査等に基づき、必要に応じて実施する。

7 その他必要な事項

森林保全巡視指導員等による巡視の強化を図り、森林の保護、保全に関する指導を適切に行う。

また、林業普及指導員、森林組合等との連携を図り、林業技術の普及指導に努める。

秩父市

